

1 業務名

宮崎の自然魅力発信事業（デジタルスタンプラリーを活用した回遊施策）

2 業務の目的

本事業では、本市の魅力である自然を活用し、山にフォーカスした観光誘客施策を実施する。

本市の自然の豊かさやその魅力をPRするとともに、山を中心とした自然と麓の街での食やローカル体験を掛け合わせるデジタルスタンプラリーを実施することで、山をフックに訪れた登山者に対する市内回遊を促進し、地域経済の活性化を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務内容

受託者は、業務の目的等を達成するため、企画提案した内容について委託者と協議し、その意向を反映した上で、次の業務を行うものとする。全工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握や本市への状況報告等）を徹底し、課題や問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、本市の承認を得た上で、適切に対応すること。

（1）業務遂行体制の構築・管理及び制作物等について

- ア 事業立案や実施にあたっては、事前に関係各所・団体への連絡・調整を図り、地元関係者への最大限の配慮を行った上で、本業務の円滑かつ持続的な実施を図るための体制づくりに努めること。
- イ 本業務にて使用する制作物等の制作費、肖像権及び著作権についての必要な手続き、出演・協力者及び撮影地への交渉や許可申請、使用・出演料及び交通費含む謝礼等の本事業遂行に係る調整及び費用は全て委託費に含む。

（2）デジタルスタンプラリーの企画設計・アプリ実装

- ア 事業実施にあたっては、事業目的に資する実現可能で安全な企画設計を適切に行うこと。また、効果的な集客が見込めるよう独自のノウハウを生かしながら、他事例の単なる横展開ではなく、本市の環境を生かした提案として独自性をもたせること。
- イ スタンプラリーを企画する上では、原則としてルートを実踏し、各スポットの位置情報等の確認や安全面での確認を十分に行うこと。
- ウ 事業効果の最大化を図るため、企画は的確なターゲティングやそれに対応できる誘客手段と効果検証機能をもつものとし、ルート設計に関しては参加者の導線とその設計意図等を示すこと。加えて、デジタルスタンプラリーで得られる効果（誘客人数、推計観光消費額、波及効果等）についてKPI値を設定し提案すること。

- エ 参加者が各自のスマートフォンで位置情報やルート情報などを把握できるように、オフラインでも活用可能な GPS 地図をアプリとして実装すること。なお、各種機能や GPS 地図は、参加者にとって分かりやすく使いやすい仕様とすること。
- オ 自然災害等の事情で事業の実施内容に変更等が生じる場合には、デジタルスタンプラリー参加者へ即座に情報を反映できる仕組みを構築すること。加えて、参加者に対して安全確保や注意喚起等を必要に応じて速やかに行えるような手段を構築し、提案すること。
- カ アプリはユーザーが無料で利用できるものとする。また、アプリの運用及び保守管理等については、契約期間終了後も費用がかからず運用できる仕組みとすること。

(3) 登山用アプリを利用したデジタルスタンプラリー

- ア スタンプラリーの実施時期は令和 6 年 8 月～令和 7 年 1 月のいずれかで設定することとし、期間については事業効果を最大化するための適切な期間を提案すること。
- イ スタンプラリー参加者に対し、オリジナルのデジタルスタンプやバッジ等を 3 種類以上作成し、回遊性を強く意識し、設定する区分に応じた場所を訪れた参加者にそれらを付与すること。付与するデジタルスタンプやバッジ等の種類や付与する条件等については、委託者と協議の上決定すること。
- ウ デジタルバッジを付与する場所については、「双石山」「加江田溪谷」を含む宮崎自然休養林を必須とし、市内外を問わない複数箇所を設定（広域連携）することも可とする（市外の場所を設定する場合には、その意図と予想される効果、連携先や連携手段を示すこと）。バッジ付与の方法や条件設定については、県外客の市内回遊に繋がることを重要視し、提案の中で具体策を示すこと。なお、詳細については委託者と協議の上で決定すること。
- エ スタンプラリー実施期間中は、参加者や関連事業者等からの問い合わせへの対応を原則全て行うこととし、対応が困難な問い合わせに対しては、委託者と協議の上、対応を決定するものとする。
- オ 条件を満たした参加者への特典（記念品等）の作成を行うこと。なお、スタンプラリーの参加者数の最大化や効果的な実施期間を確保するため、特典を付与する条件や特典の内容、数量等について最適な提案をおこなうこととし、委託者と協議の上設定すること。
- カ スタンプラリー実施に伴う市内への回遊性を高めることを目的とした仕組みの構築を提案すること。回遊の仕組みの構築にあたっては、山と麓、市街地などを繋ぐ仕組みの構築や、地元の事業者への説明、協力依頼、連絡調整等の必要な事項を受託者側で全て行うとともに、地元との連携を図ること。

(4) 登山用アプリを利用したプロモーションの実施

- ア ウェブサイト上に、スタンプラリーを告知するとともに、スタンプラリーに関連して本市の魅力を訴求し、スタンプラリー実施に伴う県外客の誘客最大化を図ることを目的とした特集記事の作成および掲載（2 回以上）を行うこと。加えて、アプリ利用者へのプッシュ通知や各種 SNS 媒体を活用することにより、デジタルスタンプラリーに関する周知業務を行うこと。なお、特集記事は広告効果の高いウェブメディアに掲載・配信することとし、提案の中でその訴求効

果（PV数、エンゲージメント等）についてKPI値を具体的に示すこと。

- イ 事業効果を最大化するため、オウンド（ウェブサイト等）及びアードメディア（SNS等）を活用した積極的な情報発信に努めること。その際、アプリやその他オンライン上で、スタンプラリー参加者が投稿する記録やUGCについて共有や拡散できるものとし、参加者同士の交流や話題創出につながるしくみの構築やその効果について提案の中で示すこと。

(5) 分析・効果検証

- ア 事業実施結果については、事業実施期間終了後、その成果と得られたデータを分析し効果検証を行うこと。なお、必要な報告事項については、委託者と協議の上設定することとするが、提案時には、本事業を通じて収集できるデータや分析・効果検証の手法等について具体的に示すこと。
- イ スタンプラリー実施期間中においては、参加状況や参加者属性等について、月1回以上、進捗報告を行うとともに、事業効果の最大化を図るための改善は必要に応じて逐次行うこと。また、実施期間中には中間報告を行い、実施期間終了後は速やかにスタンプラリーの実績として速報値を報告すること。なお、委託者に対して、スタンプラリーおよびプロモーション結果を含めた最終報告書を提出すること。最終報告書には、改善点やその解決策を含めること。
- ウ 業務完了報告書に加え、結果を踏まえた次年度以降の事業展開や事業効果に関する新たな検証テーマ、定量及び定性的評価にあたり設定すべきKPI値等について、具体的な提案を行うこと。

(6) 独自提案

独自のプロモーション施策もしくは分析・効果検証方法について、1つ以上提案し実施すること。なお、提案にあたってはKPI値を具体的に示すこと。

5 事業スケジュール

規定する業務内容を履行期間内に実施し完了することとし、事業スケジュールを作成し提案すること。なお、各業務の詳細な実施時期については提案をもとに委託者と受託者が協議の上決定する。

6 個人情報の取り扱い

本業務の受託者は、本業務の実施に伴って取り扱う個人情報について、委託者の定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 成果物

受託者は、次の成果物を委託者へ提出しなければならない。なお、本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、本市の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、全成果物の差し替えを行うこととする

(1) 実績報告書（正本1部、副本1部）の提出

本事業で得た各種データ等は全て、報告書と併せてデータ納品すること。なお、データ納品にあたっては、データの送付だけでなく記録媒体（USB等）での提出も行うこと。

(2) 次年度向け提案書の提出

次年度以降の事業展開や事業効果に関する新たな検証テーマ、定量及び定性的評価にあたり設定すべき KPI 値等について記載したものを作成すること。

(3) ウェブメディアを活用した情報発信の配信結果報告書の提出

なお、記事データ及び記事に掲載した写真データ等を、報告書と併せてデータ納品すること。なお、データ納品にあたっては、データの送付だけでなく記録媒体（USB 等）での提出も行うこととし、実績報告書のデータ納品と合わせておこなってもよいものとする。

8 成果物の権利関係

(1) 本業務の履行における成果物の所有権は、全て本市に帰属するものとし、本市の事業及び本市が認める事業において使用ができるものとする（原則、無期限）。

(2) 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作物（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引き渡し時に、本市に無償で譲渡する。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 委託者は本業務の成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償で非独占的に利用でき、成果物は、委託者が原則として二次使用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとするが、本市に不利益及び損害の生じることがない場合に限る。受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に不利益及び損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

9 留意事項

(1) 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(2) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(3) 受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(4) 受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

(5) 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複製又は複製してはならない。

(6) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、

措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。

- (7) 受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。
- (8) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応するものとする。

10 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議すること。ただし、社会通年上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。